

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去系主要弁の弁体取替工事等))【12】」

2. 日 時：令和5年7月14日(金) 16時35分～19時10分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、畠山安全審査官、  
伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他14名(うち3名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・ 資料 1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請  
審査資料一覧
- ・ 資料 2 女川2号設工認 指摘事項に対する回答整理表
- ・ 資料 5 補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について
- ・ 資料 6 補足-100-6-2 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について
- ・ 資料 7 補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について
- ・ 資料 9 補足-100-6-5 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について
- ・ 資料 2 6 VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
- ・ 資料 2 7 VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性
- ・ 資料 4 3 VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- ・ 資料 5 4 VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要
- ・ 資料 5 6 VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針
- ・ 資料 6 2 VI-3-3-3-2-2-1-2 管の応力計算書(復水給水系)

・資料 6 9 VI-3-3-3-7-1-1-1 管の基本板厚計算書（原子炉冷却材浄化系）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁イトウですそれでは昨日に続いて女川辺人のヒアリングを実施させていただきます。
0:00:13	それじゃあ、基本的には、
0:00:18	まずは回答整理表の方からいきたいと思います。
0:00:23	回答整理表、資料 2 のナンバー160 については特にないです。
0:00:30	ナンバー161 位ですねここも新規性と録画数、
0:00:40	パケットのところを整理されたということで、特にございません。
0:00:47	ナンバー162 についても止水措置の記載については削除しましたというところで、
0:00:56	わかりました。わかったんですけど多分資料等への反映箇所で、資料 9 が抜けてるんじゃないかなと思っていて資料 9 で、今回ついてきてるのはこの反映だけですよね。
0:01:14	はい、東北電力、渡部です。
0:01:17	ご指摘の通りですいません資料 9 に関して比較表形式で載せておりましたので、その部分は反映してございます。以上です。
0:01:27	はい、わかりました。
0:01:28	それから、スナンバー163 については、
0:01:36	資料 27 を、
0:01:40	変えていって、操作お待ちください。
0:01:44	資料。
0:01:47	27
0:01:55	資料 27 の、
0:01:58	1 ページ目。
0:02:00	で、
0:02:01	添付箇所以外の本先生における要目表の記載内容変更は、云々と書かれていって、
0:02:11	書こうとしている内容はわかるんですが、
0:02:16	この要目表の記載内容変更っていうと、弁体取りかえ工事が入ってないんですけど、これは、
0:02:25	はい、含めていない理由は教えてもらえますか。
0:02:45	はい。東北電力、渡部です。
0:02:49	残留熱除去系の全体取替に関しましては、要目表と変更するものではなくて、
0:02:57	設計及び工事の計画の該当事項、そのものが変更、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:03	10名に変更がないということで
0:03:06	すみませんあえて明記しなかったというわけではありませんが、機械に影響はないという範囲で呼んでいるというそういう整理です。以上です。
0:03:15	水野規制庁ハタケヤマです。今おっしゃってるのは、設置許可の許可の整合性のところが、ナンバー1アノ弁対鳥飼のところが、
0:03:25	0ーカドイⅧーだとおっしゃってると。
0:03:31	まとめの際に、
0:03:33	結構前のヒアリングの方で言ったと思いますけども、
0:03:37	弁体を取りかえるから許可整合見なくていいってことはないと思っています。
0:03:43	で、今押せ、お話いただいた説明をそのまま聞くと、
0:03:48	弁体取りかえは見なくていいと言っているようにも聞こえるのでその説明が適切かどうかをちょっと改めて、
0:03:55	お願いします。
0:03:56	はい。東北電力渡部です。弁体取りかえに関して、この許可制、5号の整合性との鑑定を見なくていいという意図での発言ではありませんでした。
0:04:07	ここに記載させていただいてる通り、要目表の変更がないということで、設計及び工事の計画の該当事項というところは基本設計方針あたりを目標だっさりってところが書かれるものですので、
0:04:19	そこ、そこが変更を与えないという趣旨のところ、全体を包絡して今回の申請範囲すべてご説明しているという趣旨です。以上です。
0:04:40	はい。ちょっと趣旨としてはそういう趣旨でお書きしていたんですが、ちょっとわかりづらい内容、ご認識そごが発生してしまうということであれば、こちらの方資料ですね
0:04:54	全体取りかえについても明確にわかるように記載修正して提示させていただきたいと思います。以上です。
0:05:00	はい。規制庁伊藤です。確かに、連帯鳥飼なんて読む表の記載変更。
0:05:07	はないから。
0:05:10	ていうところは見る人が見ればわかるんですけども、どっちかと言えば、全体を含めた、
0:05:18	ような書きぶりで書いてもらった方がいいのかなと思っております。はい。
0:05:22	はい。東北電力渡部です全体が明確にわかるような記載にて訂正してご提示させていただきたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:31	何かある。
0:05:33	原子炉規制庁立山です。この記載で、もう1やりとりするつもりはないので、今どのように書くか言ってもらっていいですか。
0:05:44	はい。東北電力、渡部です。要目表の記載変更の内容はと並立する形で、残留熱極系弁体取りかえに伴うみたいな、文言を追記したいと考えており、
0:05:59	すいません日本語的には、どういう文章になりますか。
0:06:11	はい。東北電力の中野です。ちょっと限定した記載になり過ぎてるかなと思いますので、
0:06:18	例えば本申請、
0:06:20	における変更内容はとか、全体がわかるような記載にしたいなというふうに思っております以上
0:06:30	原子炉規制庁武山です。ちなみにその変更内容というものは、どういったものを含むかっていうと、
0:06:38	いわゆる要目表の記載内容変更だけではなくて、全体を取りかえるような表現として今使われているということですかね。
0:06:49	はい。東北電力の中のご指摘の通り、全体取りかえを含む内容で記載したいというふうに思っております。
0:06:56	ちょっと限定的すぎるかなと思いますので、
0:06:58	広く読めるように、本申請における、記載内容変更、変更内容、記載内容の変更は、
0:07:07	そのような形にしたいと思います
0:07:14	はい、原子炉規制庁徳山です。
0:07:18	承知いたしました。その上でその後ろにあるこの設計及び工事計画、該当事項というのは具体的に、ちょっとこの言葉の定義がよくわかってなくて、これは何かどこかから引用されたんですかね。
0:07:33	はい。東北電力、渡部です。当該資料の27ページ、27の資料のですね、通し番号でいうと例えば27ページを見ていただくと、
0:07:42	右下に2ページですね、すみません、右から、
0:07:46	3番目のところにですね、設計及び工事の計画該当事項という
0:07:52	今回の変更認可申請を含めてですね、要目表であったり、基本設計、
0:07:57	設計事項に該当する項目がここに書かれる。
0:08:01	ここに影響を与えるものではないという趣旨で記載させていただいております。
0:08:06	原子力規制庁の竹山です。それ以降の様も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:12	3段表のようなものの絵と、右欄というか、
0:08:17	ここのタイトル。
0:08:18	と、
0:08:19	ということですか。そこの記載事項に影響を与えないと。
0:08:24	なので、
0:08:27	裏返せばそこに記載がないので、それをもうすでに確認しているので、
0:08:34	既認可から影響ないと、ということをおっしゃりたいということですね。
0:08:40	はい。東北電力渡部です。ただいまの
0:08:44	通りでございます。以上です。
0:08:56	ここは私は、
0:09:01	原子炉規制庁武山承知いたしました。特に何それ以上コメントないです。
0:09:08	はい規制庁イトウです。それじゃあ次に行きまして、
0:09:14	CUW所配管の共同。
0:09:18	計算のところですね。
0:09:21	当ナンバー164については昭和55年の告示5015ですということは承知しました。
0:09:30	165については、
0:09:38	すみませんちょっとこれ書類上で説明、
0:09:44	しながら、ちょっとこの回答内容を解説してもらってもいいですか。
0:09:56	はい。東北電力の峰岸です。
0:10:00	資料のですね、資料2番、資料2の、
0:10:05	大野。
0:10:08	別紙の8。
0:10:10	になりますので一番最最初
0:10:23	でこちらですね、
0:10:27	15番。
0:10:29	つきまして補足。
0:10:31	文書の方でまとめさせていただきます
0:10:34	クリーンアップ系の強度に関する説明書における適用と。
0:10:45	機器の
0:10:48	強度評価方法につきましては、
0:10:51	強度計算の基本方針に基づき整理を行っている。
0:10:56	当該の申請対象につきましては、前回までのヒアリングの
0:11:02	時にもですねお話をさせていただきました通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:04	金。
0:11:06	基準適用前か。
0:11:10	今回、同範囲がですねプラス
0:11:16	音を含めた
0:11:18	既工認における、
0:11:19	評価があると。
0:11:21	から、
0:11:22	図、
0:11:24	示しております。
0:11:26	強度計算の基本方針に基づく、評価区分、
0:11:31	こちら補足の 700 のうちに載っているフローにはなるんですけども、
0:11:42	既工認の評価結果における確認による評価。
0:11:46	としてございました。
0:11:49	一方ですね、当社としましては、新規制基準の適用と。
0:11:53	事踏まえて、告示のほかにはです。
0:11:56	設計建設
0:11:58	評価
0:11:59	には、
0:12:02	今回、
0:12:04	要目表の設計変更ということも踏まえまして、変更認可申請であることを踏まえまして改めてですね共同評価結果を示すに当たりましては、
0:12:14	当該のまず 1 のフローに基づいてですね、
0:12:17	エセ
0:12:20	こちらフローに基づきといいますのが注射
0:12:26	の 2、
0:12:32	甲斐
0:12:46	と、
0:12:55	ことが、記載がございますので、こちらに基づきまして、設計建設規格と、5015 の比較を行って、いずれか安全側の
0:13:06	企画、
0:13:07	による評価結果を示すことが
0:13:13	企画
0:13:14	選定の考え方、同じ補足の 700 のうち、
0:13:19	こちらの方にはちょっと抜粋の資料は示しておりませんでした、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:23	こちらの考え方に基づきまして、公式による評価の場合は安全側の規格を適用と。
0:13:30	解析による評価の場合は、安全性が容易に判断できないと。
0:13:35	いうことから、両規格による強度評価結果を計算書に記載することと、
0:13:42	上記を踏まえまして、今回のクリーンナップにつきましては、
0:13:48	適用する規格を表 1 の方に示してございます。
0:13:53	表 1 を見ていただきますと、年、
0:13:57	下の 3 なんです。
0:13:58	こちらが、
0:13:59	右から 2 番目の列。
0:14:04	を見ていただきますと神野
0:14:07	インター
0:14:08	計算書ということで間瀬
0:14:14	は、
0:14:15	A、
0:14:16	先ほど説明しました通りで、
0:14:18	安全性が容易に判断できないということから、告示 5015、それから
0:14:25	両方の評価を行いまして、こちらの評価結果に、
0:14:34	こちらにつきましては、どちらもですね、許容範囲内に収まっていると、 いうことを、
0:14:43	はい。回答整理表 165 の回答につきまして別紙の 8、
0:14:50	説明については以上になります。
0:17:06	はい。東北電力の岩間です。
0:17:08	今ほどありました通りそのようなルールで、
0:17:12	いました。
0:17:13	一番、
0:17:17	季節、
0:17:20	今回業務目標の変更後にエルポー、新たに、
0:17:25	新設扱い
0:17:28	ここで新設としたものは、
0:17:30	設計建設規格というように評価区分の方はまず記載
0:17:35	いうことで、また、
0:17:39	THAI の評価の方に行きますと、この FDW の 001 っていうモデル全体で 評価していきますけれども、施設は新設、見ていただくとわかると力説 と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:49	新設が混在して、告示等、設計
0:17:54	の評価、
0:17:56	こちらが安全側なのかということが、
0:17:59	ここが容易に判断つかないという先ほどの後、
0:18:12	米になって、
0:18:14	非常に、
0:18:58	東北電力の
0:19:00	今ほど述べたルールというのはまずそういう、そのような
0:19:06	考え方で記載しているというところまで、ちょっと概況検査の概要にそ
0:19:12	こまで、
0:19:12	記載があったかもしれませんがちょっと少々確認
0:19:34	原子炉規制庁竹山です。ちょっと確認ですけれども、今評価区分には、
	設計建設規格、あとは告示 501 と別にあと既工認っていう許可区分が
	あるかと思います。
0:19:46	で、この応力計算を行うにあたって、
0:19:49	告示と家設計建設規格がまざった場合は両方だと。
0:19:54	解析の場合両方併記されますということで、
0:19:57	確認したと思いますけども、
0:20:00	既工認の部分もまざっていた場合、
0:20:04	今回でいうと、
0:20:06	そういう場所があるのかはよくわからないんですけども、その場合はど
	ういう扱いになるんでしょうか。
0:20:15	はい。東北電力の岩間です。
0:20:17	既工認と、評価区分しておりますのは、この応力計算書自体で評価対
	象として、解析の評価点として、
0:20:28	上げない、上げずにですね、この既工認の評価を呼び込むという形に
	すると、そういったものでございます。
0:20:38	考え方としては要目表の変更を伴わない、今ほどの表でいきますと、こ
	のSA条件のみの追加ですね。
0:20:49	そういったものは、
0:20:53	牧公認の
0:20:56	というような形になります。
0:20:59	村長会等に直接、
0:21:09	原子炉規制庁竹尾です。ちょっとすいません。強度の評価の仕方がそ
	もそも私が理解できてないっていう部分が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:18	技術的に私は足りてないというだけなので、
0:21:22	どちらかというと、教えて欲しいの世界。
0:21:25	ととらえていただければと思うんですけども。
0:21:29	この、
0:21:30	応力計算モデルなんかちょっとこれマスキングかどうかわからないんですけども、モデルNoワタナベスミダですかね、FdW001 っていうものは、
0:21:41	実際応力計算を行うにあたっては、
0:21:47	この 001 のもので、
0:21:51	はりモデルを組んで、
0:21:53	それに対して評価結果をそれぞれ出すっていうす。
0:21:57	ものなんですよね。で、
0:21:59	何か、既工認が一部まざってた場合に、そこだけは評価しないっていうことが、その応力計算上って、何かできるんですけど。ちょっとそこはよくわからなくて、
0:22:11	はい。
0:22:12	東北電力の岩間です。モデルの組み方としましては、今、ご理解の通りすべてのモデルを作ります。
0:22:21	ただここで既工認としているのは、手続きの直接の対象にならないというところで、強度表、
0:22:29	オリコ計算書の評価結果の記載をしないと。
0:22:33	いう整理。
0:22:35	評価自体は、すべてのモデル、すべての視点で、もちろん実施するんですけども、その中の評価点のうちどこが申請対象なのかというところも判断し、
0:22:46	ここで評価条件のほうを整理して、
0:22:50	あと系統図で、
0:22:51	次のページに行っていた
0:22:55	系統図
0:22:57	ここで太線で示しているところが、
0:23:00	申請対象ということで、評価結果を、
0:23:04	応力計算書に記載。
0:23:06	そして江藤を示し、
0:23:08	行った対象でして既工認というのは、
0:23:11	瘻性対

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:21	はい。
0:23:24	原子炉規制庁竹山です。考え方理解できました。
0:23:28	モデル自身は組んでいるということで、解析を行うにあたっては両方とも、
0:23:36	評価をしていって、ただ、今回の申請対象かどうかというところで、結果を書くか書かないかは整理をしていると。で、
0:23:46	例えば既工認となっている部分については、モデルは組んで評価をしているけども、評価、
0:23:53	申請対象ではないので示していないという整理となるところですね。はい、わかりました。ありがとうございます。で、
0:24:02	一旦、
0:24:03	このページは承知しました。
0:24:09	はい規制庁イトウですさっきの企画と告示の書き方の話でわかりました。
0:24:18	ちょっと時間かかるようであれば、別の質問をしますけど、
0:24:23	今当該のところ、別で、並行して確認しておりましたので、次の
0:24:30	質問でわかり次第こちらの方から手を挙げさせていただきます。よろしくお願ひします。
0:24:36	はい。規制庁伊藤ですわかりました。
0:24:39	そうしたらですね。
0:24:45	基本的に、資料 682 以降は、
0:24:52	エルポーを評価対象として加えて評価を、
0:24:57	しましたというところ。
0:25:02	で、
0:25:04	等、
0:25:06	91 ページまでのところは、
0:25:09	ここは、
0:25:10	私はないんですけど、ハタケヤマさんありますか。
0:25:14	うちは規制庁竹山です。ここ、念のため確認ですけども、ここって、
0:25:18	記憶が正しければ、前回のヒアリング資料までは、いわゆる平成 3 年の
0:25:25	時認可を呼び込む形にしていたかと思しますので、
0:25:30	それは今回は削除されているかなと思っていて、ちょっとその、
0:25:36	経緯をちょっと念のため確認しておきたいんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:39	新基準のときから、この範囲は、いわゆるこのモデルを組んでいって、当然ながらルートも変わっているでしょうから、
0:25:49	すべて評価はしてたんですよ。部分的に、応力計算においてここだけは気認可を適用させるというそのモデルをさらに細分化するようなことって、
0:26:01	してっただけではないですよ。
0:26:05	はい。東北電力。
0:26:07	その通りで、
0:26:10	わかりました。では結論的にはこの応力計算書の中で、
0:26:18	82、5、少なくとも 82 のところにおいては既認可呼び込んでませんと。
0:26:25	嘘。
0:26:27	ソウノ運営で、
0:26:48	その上で、資料 62 ページの、
0:26:54	資料 6、資料 62 の、
0:26:57	これわあ、
0:26:58	SAの、
0:27:01	ところ、これ投資。
0:27:03	うん。
0:27:05	ないので、
0:27:08	と。
0:27:10	下のページで散歩する。
0:27:12	振られている。
0:27:18	復水給水、
0:27:20	経営概略系統。
0:27:25	を開いていただければと思います。
0:27:37	藤。
0:27:38	平子。
0:27:40	東北電力の峰岸です。該当するページの確認ですが復水給水系概略系統図と、
0:27:49	左に 3 と書いて、
0:27:54	はい。左か下かちょっと。
0:27:57	あれですけども、
0:27:59	図面が横の図面に対して左側に 3 だけ書いてます。はい。
0:28:06	ですね。はい。で、多分そのページ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:10	の右、左上か左上に、本範囲の強度計算は、平成3年何とか何とかの応力計算書によると、あるかと思うんですけども、
0:28:21	ここで示している本範囲の強度計算というのは、
0:28:25	今回行っている。
0:28:29	モデル00一番とは別の系統の話ですか。
0:29:07	はい。東北電力の今まですいません渡瀬いたしました。読み込んでいる、当先はですね、同じモデルFでW001のモデルになる
0:29:24	議事録規制庁竹山です。さっきほど、
0:29:29	確認したという感じだと、FDWの中で部分的に、01のモデルの中で部分的に、
0:29:37	既認可を引用する上、さらにモデルを細分化するようなことはしていない。
0:29:44	少なくともDBはしていないというふうな、
0:29:46	ことだったと思うんですけども、SAはそれができるんですか。
0:29:50	そこがよくわからないんですけども。
0:29:58	東北、
0:30:00	モデルを細分化というのは、実施しているものではありません。あくまで、この計算書において、解析した
0:30:12	FW-001の、今ほど矢羽根で示しているところも、一体のモデルで評価はしているのですけれども、
0:30:20	評価の示し方のところ、記載の仕方のところで、この範囲が直接的に、
0:30:41	考え方としましてはデービー側とセガワこの範囲、評価条件整理表の方を見ていて、
0:30:50	スペックの今度、
0:30:53	圧力になっておまして、
0:30:56	デービー側で、
0:30:58	解析結果、
0:31:00	この計算書上で示しておりますので、セガワで同じことはしないと。
0:31:04	いうところで、示し方じゃどうするかというところで、今一度
0:31:12	当該のライン、従来からある、
0:31:17	衛藤委員、このような形で、
0:31:21	平成3年の方の応力計算を呼び込むんですけども、結果、結論と結果としましてはデービー側で、
0:31:30	新たに申請が必要な箇所は評価してますし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:33	そのDB側で評価されない部分、それについては、平成3年の方で評価していると、そういった
0:31:46	原子力規制庁ハタケヤマです。D、D側とこの概略系統図は、
0:31:53	何か違うのは何でした。
0:32:59	東北ニイヌマです。先ほどの6の資料でちょっとご確認いただいた非公認と、はい。
0:33:06	それがDB側でも同じように機構ニツタ読んでるだけであって、その既工認の範囲が同じです。ですので既工認呼び込みの、
0:33:13	はい。
0:33:15	この間の議論だったのは、
0:33:17	先日、ご確認いただいたところの機構に呼び込みは、この主配管のところの太線のところの機構に呼び込みだったので、そこに関しては今回改めて、
0:33:27	添付、
0:33:30	お示ししたという形。
0:33:33	先ほどの既工認の範囲と、
0:33:35	こちらの既工認の範囲っていうのは、
0:33:38	主配管、
0:33:40	以外のところさしてるという、
0:33:48	水規制庁小滝山です。
0:33:50	ちょっと、
0:33:52	と、
0:33:53	まだ頭は、
0:33:55	追いつけてなくて恐縮ですけども、
0:34:00	あくまでここで言っている強度計算のこのところは、一体としてFdW001として、
0:34:08	と。
0:34:10	機構によって書かれてる範囲も含めて、
0:34:14	モデルを組んで、
0:34:16	解析を行っています。そこはイエスだということだと思います。で、
0:34:21	ただ、あくまで申請範囲の外。
0:34:25	であるので、
0:34:27	この範囲については示しません。
0:34:31	申請範囲なので市の外なので、示すことはしていません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:36	ということだけをおっしゃりたいということですか。特に9ニイヌマでその通りでございます。
0:34:50	原子力規制庁ハタケヤマです。
0:34:59	なんか、
0:35:01	なんかちょっとそこがよくわからない部分でして、
0:35:05	これっーて、
0:35:07	概略系統図のうち、太線が申請範囲のものなんですよね。
0:35:12	で、太線以外は申請範囲外なんですよね。
0:35:16	で、
0:35:17	要は太補選というか、細い線のところは申請範囲外なので、
0:35:22	この
0:35:26	なんか、平成3年によるって言われている場所以外も、
0:35:30	既工認、
0:35:32	ていう分類になるのかなあと思ったんですけども。
0:35:36	何かここだけ示さなきゃいけなかった理由がよくわからない。
0:35:43	なぜここだけ平成3年を、
0:35:46	読み込まなきゃいけなかったんでしょうか。
0:35:54	東北電力の長谷川ですけども。
0:35:57	これ、強度計算書上、今回でいうと、DB設備なんですけども、兼用として、他のSA系統と兼用しているような部分あります。
0:36:09	あとは、DBの方に接続されてて、こういうような応力解析をする上で、
0:36:16	解析モデルとして一体として評価した方がいいような場合があります。そういう場合にはこのように、例えばこれFDW-001という評価モデルですけども、
0:36:28	この中に二つ存在してて、まず、今、ご覧になっている3ページって書いてあるこれ、復水給水系なんですけども、
0:36:39	SAとしての評価のやつです。この左上、
0:36:42	高圧代替注水系タービンポンプよりって入ってるところはこれはまさに、SAから入ってきてるんですけども、
0:36:50	※3に書いてある、*3で書いてある通り、ちょうど左下のほうに記載してますけども、こちらの子、復水給水系の紙配管というのは高圧代替系の、
0:37:02	主配管なんですけども、解析モデル上本系統に、
0:37:07	含めるってということで、
0:37:09	今回評価対象としてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:11	先ほどのほそ線、ここは申請がイトウおっしゃってましたけどそうじゃなくてこれはSA、例えば
0:37:18	高圧代替注水系とすれば、ベッセルAと、
0:37:22	RPVまで原子炉圧力容器までは、主配管です。
0:37:27	ですので、左側、
0:37:30	右側ですね、ちょうどX-12、ABっていうペネトレーション以降ですね、RPVまでの配管ってのは太線になってますけども、
0:37:40	今回これ示しているっていうことになります。ただその間の補選もちろん主配管です。
0:37:46	この太線とほそ戦が何かって言いますと、
0:37:57	今日お見せしてる資料ですと、資料、
0:38:02	資料2ですね、回答整理表、
0:38:05	これの一番最後のページ見ていただきたいんですけど、
0:38:14	ちょっと小さくて申し訳ありません。これ今回の新規制基準における強度評価のやり方ですね、あと整理の仕方ですと結果して、計算書としてどういうふうにあらわすかっていう、
0:38:28	そういう方針を示したものになります。
0:38:30	これ補足説明資料として出してるものなんですけども、
0:38:34	今回の対象設備全部からこう入ってですねちょうど、
0:38:40	真ん中ぐらいにクラスアップ、または条件アップするかっていうような、
0:38:48	分岐点があると思います。
0:38:50	ここが、すみません、全部説明しませんけども、クラスアップ、要はもともと比木クラスがクラス3配管だったのが、SAクラス2配管になるとか、
0:39:03	そうすると、済め上ももちろん評価のやり方が違うので、そういうものは改めて評価をしますと。
0:39:10	で、あとは条件アップする、例えば、圧力ですね。
0:39:14	そういうものが、
0:39:16	上がるものについては、それは再度評価をしますと。
0:39:20	そのようにクラスアップしなければ条件アップもしない。
0:39:24	要は強度上ですね強度上の話ですけども、そういうものでかつ機構人ですと評価結果があるものについては、既工認の評価の確認をもって終わりにしますと。
0:39:36	ということで、フローにしています。先ほどのほそ線の部分については、まさに既工認に評価結果があつて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:46	かつ、クラスアップもしなければ、条件アップもしないということで機構に呼び込みとしている。
0:39:53	先ほどの図で言うと、高圧代替注水系の配管あそこは改造部分ですので、
0:40:01	そのまま、はい。
0:40:03	再評価した上で太線ということで、応力計算処理し、結果を示している
0:40:08	と。 あと、右側のRPVへの入口ですね、そこは、SAとして条件がアップして
0:40:19	ますので、圧力が、うん。ここは再評価結果を、
0:40:23	し、これも示しているということになります。
0:40:31	ただ合わせて言いますけども、既工認のところはやってないのかってい
0:40:37	うとそうじゃなくて、評価自体はすべてやっています。
0:40:41	あとは、この設工認の書類にどう示すかの整理を、うん。
0:40:47	このようなフローに基づいてやってるということになります。
0:40:51	以上です。
0:40:57	原子炉規制庁畠山です。
0:41:02	ちょっとこれも私が理解できていない部分があるので、
0:41:05	技術的にちょっと理解できてないと思って書いていただければと思うん
0:41:17	ですけども。 このクラスアップって言っているのは例えば、
0:41:22	今回で言うとD2 からプラスSAの重大事故等クラス 2 を追加するという
0:41:33	ものに対して、評価条件上何も変わらないので、
0:41:44	いわゆるのクラスアップには該当しないと整理をまずしている。嘘という
0:41:51	ことですかね。 東北電力の発生があって、評価条件というと違って評価手法ですね。はい。DBのクラス 2 だろうがSAのクラス 2 であろうが、
0:41:57	安めのクラス 2 に基づいて評価も、もともとは技術基準に基づいて、さら
	に詳細はすめの、設計建設規格のクラス 2 配管。
	それに基づいて評価するので、適用規格とすれば変わりません。なので
	クラスアップが、
	ないというふうに判断していると。要はBIIとSA II は一緒ということで考
	えてます。
	ただ、あとは条件っていうのは、またそれとは別で、圧力条件であったり
	いろいろもろもろですね、評価に必要な条件、そういうものが変わった場
	合にはもちろん再評価して、さらにその再評価結果を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:12	今回の設工認の書類として示しますというような整理になってきております。
0:42:20	原子炉規制庁畠山です。何となく話が見えてきたような気が。
0:42:25	します。で、
0:42:27	今回、復水給水系概略系統図として、
0:42:34	今出してもらっている、この
0:42:36	下水道の3ページのところで、
0:42:39	二つになっているのは、
0:42:43	このなんていうか、高圧代替注水系タービンポンプから、
0:42:53	右下の方に伸びていくところまでとなっていて、
0:42:58	この先に多分、
0:43:06	あと、継ぎ手がいつ、
0:43:08	エルボが五つあると思うんですけども、そこが示され、太線で示されていないというのは、
0:43:17	そのクラスアップがなかった。
0:43:19	だっていうことですが、
0:43:21	ちょっと後は、
0:43:22	改造範囲だと思う。
0:43:25	出たんですけども、ちょっとその整理がよくわからなくて、
0:43:39	場所はいえ、はい。東北電力の峰岸です。当該箇所は、先ほどまでです、
0:43:46	ご説明していたエルボ高圧代替注水系の合流点からクリーンナップの合流点までの、
0:43:54	箇所になりますので、エルボとしては、五つ追加した、
0:44:02	菅こちらにつきましては、兼任ということで、クリーンナップ側で表記をさせていただいているというものに、
0:44:17	原子力規制庁竹山です。ちょっとその辺人のためってのも、ちょっとよくわかってない部分があって、
0:44:24	資料2の105ページのところで、今回、変更認可申請であることを踏まえてあると思うんですけども、
0:44:32	何か変人だと何か変わるんですけど、申請とへん人で何か評価法が変わるのか、ちょっとそこがよくわからないんですけども。
0:44:42	東北電力の長谷川です。すみません。
0:44:45	関係者ちょっと間違ったこと言ってたら修正をお願いします。
0:44:49	もともとこのクリーンナップのエルボも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:54	既工認では、
0:44:55	例えばToBeという配管があれば、その中にもうすでにエルボとしての記載があると。
0:45:05	今回そこに新たに7ヶ所、エルボを追加するということ。
0:45:11	そうするとそれは、
0:45:13	従来 of 工認ですと、着手制限工事には該当せずに、はい。事業者としてちゃんと設計管理をした上では入れると、というようなところになります。
0:45:24	ただ今回それがなので、もともと告示としてやりましたっていう説明はそこに該当してます。
0:45:30	ただ今回、SA化するにあたって、その配管をこん訳にしたことによつて、
0:45:36	もともと、
0:45:38	Lがない、例えばBtoCみたいなのところにエルボが追加されるんで、やっぱりそれは変更には該当するんじゃないかと、要は改造の工事に該当するんじゃないかということで今回改めて入れさせていただいたところ
0:45:51	して、
0:45:52	その場合は、
0:45:57	既工認、
0:46:00	そういう手続きをする以上はですね、しっかり評価結果ってのをちゃんと示さ
0:46:07	示すべきだということで我々整理したということになって、
0:46:12	以上です。
0:46:22	原子炉規制庁立山です。ちょっとこれ、イメージがよく合ってなかったら恐縮ですが、
0:46:29	以前もらっていた資料のパワポの、
0:46:34	これは、
0:46:35	4番、
0:46:38	概要パワーポイント説明資料で見ると、12ページのところ、
0:46:44	もともと建設時は曲げ管だったけれども、
0:46:49	新規制基準のときに、配管のルートを変えて、
0:46:54	エルボ追加、
0:46:57	下、
0:46:58	で、
0:46:59	そのうちのエルボの一部が、技監と書いてしまったっていう、
0:47:03	話だったと思ってて、要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:06	配管ルートは、
0:47:08	新基準のときに変えたん。
0:47:12	掴んで、
0:47:14	嘘の上で、エルボがどのタイミングで変わったんでしたっけ、いわゆるその電磁法みなし認可。
0:47:21	の中に含まれているっていうようにも聞こえたんですけども、ただ何か配管ルート変更、
0:47:28	今回したんじゃないかなかったですっけ。ちょっとそこはよくわかんなくて、
0:47:34	はい。東北電力の峰岸です。
0:47:37	ルートにつきましてははまず変更してございます。
0:47:41	今回Hパックの合流点、
0:47:45	Hパックのラインがですね、当該のクリーンナップのラインに合流することでルートの変更を行っております。
0:47:53	ルートの変更に伴いまして、建設当時、曲げ管だったものを、エルボに変更しているというものに、
0:48:02	こちらにつきましては、これまでのヒアリ、
0:48:08	でもご説明させていただきました通り、当初からですね、N5に変更すると。
0:48:14	ということで、設計を進めておりまして、
0:48:17	ただ、今回ですね、違う事象で、本文の中に誤記が見つかった際に、
0:48:26	チェックしていく中で、きちんと要目表にそれが示していなかった示されていなかったと。
0:48:32	形で、今回、要目表の変更といった形で、申請させていただいているものに、
0:48:41	原子力規制庁ハタケヤマですってなると、何か、いわゆるみなし認可時代のときに、
0:48:48	はい電磁法時代のときに、
0:48:53	は、エルボを取りかえるにあたってせ、
0:48:56	電事法上の制限にはかかってなかったけども取りかえたって話とは、
0:49:02	この本は別ということでもいいんですかねちょっとそこはよくわかんなくなっちゃったんですけど。
0:49:07	それでいいんですっけ。
0:50:30	はい。東北電力の長谷川です。今回、新規制基準適用に伴ってまさに新規制基準施行前から、
0:50:40	こういう後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:42	設計含めて着手した部分ではありますが、今回、設工認の認可をもらった情報にですね、このエルボの情報っていうのが、
0:50:52	入っていなかったっていうのが今回発端になってございます。それを正しく設計情報として、要目表に表すためには、我々こちらの設計変更と、
0:51:04	というような位置付けで、要目表の変更後に記載させていただいて、このように変更しますというようなことで今回変更認可申請とさせていただいております。そういう意味で、
0:51:16	改めてですね、強度評価についても、再整理し直した上で今回出させていただいているというような、
0:51:24	状況になってございます。
0:51:37	原子力規制庁ハタケヤマです。
0:51:42	何か
0:51:45	時系列的には理解はしました。で、
0:51:50	じゃあ、
0:51:51	今回の
0:51:53	申請としてどこまでを、
0:51:56	示さなきゃいけないのかっていうところまではちょっと私は生きてない。
0:52:02	で、
0:52:09	ルート変更したものについては、
0:52:16	土岐工認上は、
0:52:19	いわゆる
0:52:23	審議の時には、評価済みのものとなっている。
0:52:29	だという整理なんで、
0:52:30	金で、
0:52:32	その上で、
0:52:36	その上で、
0:52:39	エルボだけは、
0:52:42	取り、
0:52:43	今回、
0:52:45	変更認可申請という、
0:52:49	ことを行っている以上は、要目改造しているの、
0:52:54	いわゆる改造に相当するだろうと。
0:52:58	ということでその範囲だけは示そう。
0:53:02	としている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:04	のが、
0:53:05	今の
0:53:07	申請書の形ですか。
0:53:10	はい。東北電力のミイ
0:53:14	その通りでございます。示し方工認上の示し方、それから、
0:53:20	繰り返しになりますが評価としましてはモデルとして、評価をしていると。
0:53:28	以上です。
0:53:34	原子力規制庁、滝山です。
0:53:37	はい。何か位置付け的にどう考えてるかは、
0:53:44	ざ。
0:53:45	くりは理解は、
0:53:47	できた部分はあるかなと思います。で、それ、その上で、
0:53:53	SAのところの図、
0:53:56	概略系統図でエルボが出なかった理由だけはちょっとよくわかってなくて、そこは何でしたっけ。
0:54:04	何か。
0:54:06	Dだ形。
0:54:08	太線で示されて、SAだけ。
0:54:10	示されない理由はちょっとよくわからない。
0:54:14	部分です。
0:54:15	ちょっとそこは、
0:54:17	どうしてでしたかね。
0:54:41	はい。東北電力の峰岸です。少々お待ちください。
0:56:09	はい。東北電力の岩間でございます。
0:56:12	SA側の概略系統図に、エルボが出てこないという理由ですけれども、当該のエルボーの評価条件整理表をちょっと今一度
0:56:22	国と、
0:56:24	資料の 62。
0:56:29	要録時の、
0:56:30	すみません、ページ番号がないところになってしまうんですけどね。
0:56:33	ページ。
0:56:35	ぐらいの、
0:56:41	3 ページ目ぐらいの、
0:56:43	コード
0:56:44	3 枚目、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:46	3枚だよね。
0:56:48	当該のエルボが含まれているのが、
0:56:53	下から3行目の、
0:56:55	条件。
0:56:58	になりますけれども、ここのデービー条件とSA条件が、同一
0:57:04	になってございます。
0:57:06	JBでもそれでも、
0:57:10	使用するラインということで、
0:57:12	消火クラスはデービークエストになってござ
0:57:16	で評価の示し方としては、デービー側の方で、太線で、当該のMエルボの部分の評価を、
0:57:24	お示しております、
0:57:30	一方でそのエルボ以外の場所、
0:57:34	エルボ以外の場所は、
0:57:37	一番、
0:57:39	評価条件の、
0:57:41	整理表の一番上の行の
0:57:43	ところに該当します。
0:57:48	こちら一番上の行を見ていただきますと、評価区分既工認となっております、
0:57:53	クラスアップの有無はなし。
0:57:56	条件のアップもなしと。
0:57:58	ということで、こちらの1、一番上の行のところでは。
0:58:03	既工認の方参照というところで、
0:58:09	SA側の
0:58:11	概略系統の記載は機構に呼び込みという記載の仕方にはなっているんですけども、ちょっと繰り返しになりますけれども、エルボはどこで評価してるのかというと4行目の方で、DB側で評価をしていると。
0:58:22	そういったの作り込みになっている状況で、
0:58:28	はい。東北電力の峰岸です。補足になりますが評価としてはデービー
0:58:33	見ているということと、
0:58:35	先ほどまでの説明の中でもですね、してます通り、今回回答整理表の
0:58:41	別紙8で示している。
0:58:45	本庄の記載の仕方として、クラスアップがないということで、記載上は既工認の呼び込みといった形の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:57	はい、説明は、
0:59:04	議事を規制庁ハタケヤマです。
0:59:09	はい。所は何。
0:59:11	トラックですけれども。
0:59:14	Dの方で評価しているのでSs-Aで改めて評価をしていませんということ とでよろしいですかね。
0:59:25	ちょっとそこが、
0:59:31	どこで読める。
0:59:32	僕がよくわからなくて、
0:59:36	SAのところ、
0:59:40	DBとSAで同じ条件ですっていうのは、まず理解して理解できましたで。
0:59:49	今回のように新設させるもの。
0:59:53	に対して、SAの部分は、評価対象としてませんっていうところはどっか 書かれてるんですけど。
1:00:11	東北電力の峰岸です。少々お待ちください。
1:00:27	東北電力の長谷川ですけれどもすいません。一点確認ですけれども、
1:00:31	我々これデービー県SAになるところも、今回のような例えばエルボの ところは、SAとして評価はしてませんではなくて、評価はもちろんしてい てます。
1:00:45	して、
1:00:46	どちらかというこの設工認のあの評価書へのその示し方、その整理の 仕方かなというところで今、私は認識してるんですけども、そういう観点 でしょうか。そうですね私の言葉が適切じゃなかったですね、整理論とし てどのように、
1:01:03	整理をしているのかっていうところで、
1:01:06	DBを読み込むという形でSM評価しているという説明だと思いますの で、
1:01:13	そこが、
1:01:14	資料上はどう読めばいいのかが理解が及ばなかったのそこを説明し て欲しいというところです。なので整理論です。
1:01:25	了解しました。そうそう思ったけど、
1:03:38	東北電力の峰岸です。
1:03:41	所長の確認にお時間をいただきたいと思いますので、
1:03:45	申し訳ありませんが、次、
1:03:48	もし、次の質問があればですね、そちらの方お願いしたいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:53	原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっとわかりました確認していただければと思います。で、
1:03:59	可能であれば同じように、新基準の際に、
1:04:04	新設のもので、DBとSA、同じ。
1:04:08	評価を行っているもので、DBを評価している。
1:04:13	ことをもって、SAは読み込む形にしているという、他の前例とかもあれば、あわせて説明いただけると、ちょっと理解は、
1:04:23	深まりやすいかなと思いますので、何か。
1:04:26	同じ
1:04:28	女川の中で、
1:04:30	同様の整理してるものがあれば、あわせて説明いただければ。
1:04:35	と思ってます。
1:04:36	で、ちょっと一応念のため、先ほどお話しいただいたその配管取りかえてルート変更してますのところだけ、念のため確認ですけども、今、
1:04:45	資料の、
1:04:48	パワーポイント資料の 12 ページ上だと、
1:04:52	改造前括弧建設時は、
1:04:57	技監でしたので、
1:04:59	そこから矢印で改造後として、
1:05:03	新基準のものを引用してますけれども、
1:05:07	この間に、
1:05:10	いわゆるその改造には当たらないけれども配管ルート変更を行って。
1:05:15	いったものが中に入ったという。
1:05:19	伊勢。
1:05:20	ことでよろしいですかね先ほどお話しいただいたことは、
1:05:26	そのタイミングがいわゆる電事法時代、
1:05:29	2、
1:05:31	配管ルート変更だったり、エルボもそう。
1:05:35	エルボとか能登に変更してることも、
1:05:39	この間に 1 度、
1:05:43	で、
1:05:44	それらは、いわゆる単なる、
1:05:46	取りかえ、
1:05:48	なのか、取りかえという整理で、
1:05:53	届け出にもう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:56	認可申請にも当時はなっていなかったんで、
1:06:05	いわゆる申請が出てない。
1:06:09	当時の規制当局側に申請が出てなかったと。
1:06:12	いうことを今お話いただいたのかなあと思ったんですけど。
1:06:16	それでよろしいですか。
1:06:28	東北電力の峯岸です。
1:06:31	こちらにつきましては、概要説明資料にある通りですね、今回、
1:06:39	改めてエルボを追加するものではなくてですね、エルボにもともと設計であったものをですね、要目表の表記をして、きちんとべえ明確に、
1:06:52	記載できていなかったというものになりますので、当初からエルボの方、
1:07:01	技師の規制庁ハタケヤマでちょっとお聞きしたかったのは、この改造後の新基準から本申請の間ではなくて、改造前から改造後って書かれている
1:07:14	左から右に流れる矢印があると思うんですけども、この間でも、
1:07:20	何か改造ではない、取りかえ工事があったということでしょうかということを確認したいんですけども。
1:07:30	はい。東北電力の岩間でございます。現、実際の改造の工事として、物を取りかえたといった現場があったわけではございませんで、実際設計の方を着手して、
1:07:42	まえる報の追加含む、ルーティングの見直しというか、高圧代替注水
1:07:54	ってというのがしている状況。
1:08:10	理事長竹山です。承知しました。
1:09:08	はい。
1:09:09	セトイトウですそれじゃあすいません次に行ってですね。
1:09:14	資料6でいうと、
1:09:18	90、
1:09:20	2系で3ページ。
1:09:23	以降のところ、
1:09:28	といったつけさんの関係でちょっと質問したいところは、
1:09:38	等、
1:09:43	すいません、前回の資料、
1:09:46	6だ、前回のってのは昨日の時点の資料6だと。
1:09:51	その他1には、
1:09:55	その他1課、その他1の評価クラスでD2っていうのは言ってたんですけどこれ、これはあれしてエルボ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:04	だけの話なんです。D2 は、
1:10:07	つくってというのは、
1:10:09	エルボがそのその他 1 じゃなくなったからDBにも、
1:10:14	入らなくな入らないっていう。
1:10:17	申請時点の記載のままで良いっていうそういうことでしたっけ。ちょっと確認させてください。
1:10:23	はい。東北電力の岩間でございます。今ほどのご理解の通りでして、今回今日お示し
1:10:29	てる資料の方では、エルボは
1:10:34	明確な評価対象
1:10:36	その他の位置ではなくて、資料の 93 ページで言いますと、
1:10:42	エルボの 2 ヶ所の方は、
1:10:46	比較表の青丸の一番の、
1:10:49	N5 ヶ所の方は、黒点線の、
1:10:53	衛藤、間まで見ますと 3 番、一番
1:10:59	これに伴いまして、その他の位置で評価を示す対象が、
1:11:06	ベイビーの
1:11:10	JBとしてのエルボという自己評価条件がなくなりましたので、その反映をしたと、そういった
1:11:24	95 ページの方中間
1:11:26	値を、
1:11:28	概要図ですね、系統概要図。
1:11:32	ございますけれども、ここでその他の 1 と記載しているのは、今回、
1:11:38	要目表の直接的な変更はない。
1:11:42	改造しないは、
1:11:44	になりますけれども、SA時にこちら流路として使うということで、SAの
1:11:51	条件が付与された
1:11:54	箇所になります。
1:11:57	なので、評価のクラスとしては、SAとしての評価のクラスを追加して、
1:12:05	示す。
1:12:06	といった考え方になりますので、
1:12:10	デービーは
1:12:12	改造もない、
1:12:15	既設の直管ですので、もともとABは
1:12:20	当然評価されている状態です。今回の計算書の中ではSAとしての、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:27	評価クラスで、
1:12:33	以上であります。はい規制庁伊東です。何となくわかりました。はい。
1:12:41	と、
1:12:42	先ほどの先ほどっていうか、95 ページの図なんですけどね。
1:12:53	青字の②がどこについてるのがちょっとわかりづらいんですけど青字の②は、
1:13:01	青字じゃない、この③、米印付きの③のところについてるっていうことで、
1:13:11	いいんですかね。
1:13:13	はい。東北電力の飯山です。はい。ご理解の通りで
1:13:18	してと。
1:13:19	記載の、ちょっと見え方が非常によろしくなりますので、衛藤岸君ですけども、※③の※です。
1:13:26	太線のところ、こちらがエルボになりますので、そちらに紐づく友野でございます。
1:13:33	以上です。
1:13:36	はい。
1:13:37	規制庁伊藤です。
1:13:39	わかりました。
1:13:43	等、
1:13:48	そうですね。
1:13:51	一応確認なんですけどその他の位置で
1:13:56	これは平成3年の
1:14:00	間の基本1+計算書によるっていうところは、これは別2、
1:14:07	梁モデルとか関係なくて、
1:14:10	条件から厚さを出してるっていうそういう理解でいいですよ。
1:14:17	はい、東電の岩間です。ご理解の通りでございまして、
1:14:23	モデル等を組んでいるものではなくて公式上の計算
1:14:27	評価条件はどういう同一、
1:14:31	いいよ、可能な、
1:14:34	ものでございます
1:14:35	以上です。
1:14:37	はい。規制庁井藤です。わかりました。
1:14:42	二つ決算のところ、規制庁側から何かありますか。
1:14:56	よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:00	はい。
1:15:00	そうしたらさっき、応力計算のところまで質問していったところで、まだ調査中ですか。
1:15:14	はい、東北電力の峰。
1:15:16	すいません、もう少しお時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。わかりました。
1:15:21	では、該当整理表の方に行ってですね、
1:15:28	等、
1:15:30	今のあたりの話は 100、
1:15:34	66 番もあつて、
1:15:37	でしたかね、はい。
1:15:40	106
1:15:41	66 番で、
1:15:49	はい。
1:15:49	すいませんもう一つ残っていたSGTSの主要弁の、
1:15:56	最高使用圧力のところについてですね。
1:16:04	すいませんちょっと 160768 合わせて、
1:16:09	資料 7 とか見ながらのほうがいいんですかね解説いただいてもいいですかね。
1:16:18	はい。東北電力の岡田です。それでは資料 7 の 54 ページをお開きください。
1:16:31	衛藤。
1:16:32	質問ナンバー167 では、非常用ガス処理系主要弁の圧力設定根拠についてどのあたりがどのような状態にかかる圧力なのかと。
1:16:45	あと、運転状態というところも含めて整理してくださいというふう
1:16:50	それから 100、
1:16:51	これは最高使用圧力の記載方法について、どういうふうに記載するのが適切か、整理してください。
1:16:58	また他社、
1:17:00	衛藤他にも同様な記載例があるか。
1:17:06	当資料の 7 の 54 ページで(2)から、
1:17:14	非常用ストックが数処理系の主要弁。
1:17:18	つきましては、
1:17:19	江藤排風機よりも、上流に、
1:17:23	行ってる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:25	弁でして、
1:17:26	今回、議論に上がってございます。
1:17:30	圧力に関する点。
1:17:33	としては、P46 のA01、B、
1:17:36	いうものでございまして、こちらは、供用状態Aであるということですがけれども、これはJAS面、設計建設規格、
1:17:46	の定義のところですね、こちらに記載されてある状態だと、これは非常 用ガス処理系の当該の主要弁。
1:17:56	に対しては、原子炉棟内での主蒸気管破断、
1:18:01	破断事故の際であっても、
1:18:04	際であって、排風機が起動する前の制圧と、起動本に排風機の締め切 り運転が発生した場合に生じる可能性のある、
1:18:15	負圧、こちら両方をですね設計上の配慮として、
1:18:20	考慮して、負圧の最大値から、正圧の最大値までを最高使用圧力とし て、我々は設定してございます。
1:18:31	設計上の配慮としましては、排風機起動前に、主蒸気管破断時の圧力 が作用するかわからないものですがけれども、
1:18:42	作用すると。
1:18:44	設計上、考えて、
1:18:46	それから締め切り運転というのは実際には行わないものですがけれども、 締切運転のときの
1:18:55	最も負圧。
1:18:57	いうところから設計上はこちらも入る。
1:19:02	ということで、政府それぞれ制圧負圧それぞれの、
1:19:08	状態を設計上考慮した上でそれぞれ、最も高い圧力、そして最高使用 圧力をそれぞれで設定している。
1:19:17	いうものでございます。
1:19:20	ホデ排風機、木戸前。
1:19:22	においてはですね。
1:19:24	当市蒸気管破断時の減少等内の圧力が、制圧弁内側から外側から外 側へ対応する圧力、
1:19:35	そういった方向の圧力ですがけれどもそれが作用するものとして、13.7kP aを設定してござい
1:19:44	なお、当該の弁が設置されてある場所は、
1:19:49	片側が海宝丹。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:51	そして、
1:19:53	辨野市側から同等の、10棟といいますのは13.7kPaの圧力が作用すると。
1:20:02	いうふうに考えてございまして、実際には打ち消し合う方、
1:20:07	と等になりますけれども、設計上はここを保守的に打ちケチ合う方向は考慮しないで、
1:20:16	内側から、
1:20:18	この週間破断時の検証棟内の圧力のみがかかる条件を模擬して、13.7。
1:20:26	KPaがかかる
1:20:29	いうふうに設定して、
1:20:32	評価してございます。これが次のページの図1に示す状態でございます。
1:20:41	藤。
1:20:42	今ほどお話をさせていただいた、検証棟内の圧力、
1:20:47	ですけれどもこちらが、
1:20:49	藤海宝丹側からですね、辺の耐圧部に直接圧力がかかる。
1:20:56	これに対して、弁の外側からですね、まず同じ当てるか
1:21:02	これに対しては考慮しない。
1:21:04	ことでございます。
1:21:07	低圧側としては、13.7kPa、これが最大だと。
1:21:15	続きまして54ページに戻りまして、下から4行目のところですね、今度は排風機が起動した後、
1:21:23	ですけれども、この場合には主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力に加えて、
1:21:29	排風機による負圧ですと弁の外から内側へ作用する方法の圧力、
1:21:36	ですけれども、こちらが作用するものとして23-23.5kPaを設定してございます。
1:21:45	こちらについても、
1:21:46	55ページで、イメージ図を示してございます。
1:21:52	55ページの図2ですけれども、
1:21:56	当間図としてはイメージとして、実際に排風機が動いている場合には、ペンは開くんですけれども、
1:22:04	何らかの原因でしまったときには、ここまでかかると。
1:22:08	いうことを仮定して設計してございますので、閉めたときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:13	排風機の締切圧力として 9.8 キロパーセク
1:22:18	は、
1:22:19	菊川ですので、不破今川という
1:22:22	これに対して衛藤編の外側、
1:22:25	ただですね。
1:22:28	ゴコウにして、今度は先ほど図 1 とは逆にですね。
1:22:32	内側から外側にかかる圧力、
1:22:35	もう、
1:22:36	設計
1:22:38	考慮しない。
1:22:39	ことにしまして、マイナス 13.7。
1:22:43	初のマイナス 9.8。
1:22:45	ということで 5 件、マイナス 23.5kPaが、
1:22:49	最大化。
1:22:53	で設定して、
1:22:59	続きましてこれらの数値についてどのように評価しているかと。
1:23:05	いうところですがけれども、56 ページ、3 ポツです。
1:23:10	江藤最高主圧力による非常用ガス処理系主要弁の強度評価についてと。
1:23:16	いうところですがけれども、プラス 2 弁の強度評価に関する設計上の配慮としましては、
1:23:25	一般的に弁ばっこについては、円筒形ですとか、衛藤休憩に近い形状してございまして、このような形状の場合ですけれども、
1:23:36	現場子に対して、圧縮方向、負圧よりは、引っ張り方法、正圧ですね。
1:23:44	が、厳しくなると。
1:23:46	ということで、地上の端をイメージしていただけるといいと思うんですけども、地上の端があった場合に、
1:23:57	上から下に、をする場合にはブロック同士、インダミイの端ですけれどもそのブロック同士がもし重なって、
1:24:06	キタニは崩れにくい。
1:24:07	一歩下から上に押し上げルー場合にはそれは、上から下に押す場合に比べては、体力がない。
1:24:16	というような、同じような形でですね。
1:24:19	衛藤ないやつと、負圧に対する影響力というのは変わってきますというところが、一般的な、一般的に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:29	弁当が内圧が支配的な評価になると。
1:24:33	ただ、原理でございますけれども、
1:24:36	それに対して、今回のT46、F001、Bの縁バック小俣善フナノ熱田評価。
1:24:45	どのようにやってるかというところですけども、
1:24:49	こちらは、衛藤。
1:24:52	(2)先ほど述べさせていただいた通り、
1:24:56	塗布圧と、正圧の圧力が作用することを想定した設定となっております、
1:25:07	正圧及び負圧の絶対値はともに小さくて非常に小さくてですね、この圧力においては、安めの設計、建設、
1:25:18	の分イシイ 3210。
1:25:21	いきますと、
1:25:25	予備圧力 1.03MPaの欄。
1:25:29	非常に小さくてですね、別表 3 の、
1:25:32	予備圧力 1.03MPaの欄から、弁箱及び電波の計算上必要な厚さを選定しなさいよという記載がございますので、
1:25:43	計算ではなくて、直接この別表を読みに行きましてその中で、
1:25:49	後継から該当する必要があった。
1:25:53	計算上必要な厚さというものを設定、選定してございます。
1:25:58	なおですね計算条件として、最高使用圧力は、
1:26:03	制圧または負圧による評価結果に差がないため、形状上先ほどご説明させていただいた、
1:26:11	いただいておりますけれども形状上、引っ張り方法は制圧学園、当該部に対しては厳しい圧力である。
1:26:19	いうところから、正圧側の 13.7kPaというものを最高使用圧力として、
1:26:26	用いてございます。
1:26:28	これが現場事編サノマツノ評価でございます。
1:26:32	続きまして、フランジ、それからボルトの応力解析ですけども、こちらについては、
1:26:42	ナツメの設計建設規格のV分イシイ 3310 によってですね、許容値を超えないことを評価してございますけれども、
1:26:52	実際に
1:26:54	評価式はJISになりますけれどもこの
1:26:57	JISの評価式に圧力値を代入して評価してございます。
1:27:02	で評価した結果、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:05	協調を超えないことを確認しますので、
1:27:09	値が大きいほうが保守的な評価になると。
1:27:13	いうところで、負圧側の絶対値のほうを用いた場合の方が、保守的な評価ということで、負圧側の絶対値を、
1:27:24	評価に用いてございます。
1:27:28	こういったところの設計上の考えから、最高使用圧力としてはマイナス側それからプラスが両方使ってございますので、それぞれ記載してございます。
1:27:40	説明以上となります。
1:27:42	衛藤すいません、質問事項で、
1:27:48	もう一つありましたけれども、他に同様な記載例がありますかというところですけども、
1:27:55	主任できた範囲では、同様の記載は、
1:27:59	断る
1:28:01	ところでは、
1:28:02	以上で、
1:28:08	はい規制庁イトウですありがとうございます。
1:28:14	そうですね。
1:28:20	今説明の、
1:28:22	3 ポツ、
1:28:24	52 の書き方だとちょっと
1:28:28	ぼんやりしてるような気もするんですけど強度評価上、13.7 っていうのも、あとはもう一の絶対値で 23.5 っていうのも、両方強度評価上、
1:28:41	必要な値であるという、そういう理解でよろしいですか。
1:28:48	東北電力の岡田です。
1:28:50	はい。そのご理解で結構で、現場この評価それからフランジの評価それぞれで値を、
1:28:56	それぞれの値を使ってございますので、
1:28:59	そのご理解で結構
1:29:03	はい。規制庁伊藤です。
1:29:08	そうっすね。
1:29:11	あとわあ、
1:29:13	まあ、
1:29:16	野呂って書いて、-23.5 から 13.7 っていう、
1:29:22	ところはやっぱり最高使用圧力っていう言葉とは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:28	そぐわないかなっていうところがやはりあってですね、そこをどう書かかってところだと思うんですけど。
1:29:37	それ以外にも何か規制庁側から、他にありますか。
1:29:43	原子炉規制庁竹山です。ちょっと念のため確認ですけれども、
1:29:50	今回の弁については負圧も評価しなければ、
1:29:56	ならないとして、ふわっと制圧それぞれの値を書きましたということだったと思いますけども、
1:30:03	やはりそのほかに負圧がかかるような主要弁っていうものはあるのかないのかでいうと、
1:30:11	そこも確認した上でなかったっていうことですか。
1:30:19	永戸と女川の発電所ナカとして、
1:30:23	東北電力の方からです。
1:30:27	女川サイトウにおける工事計画書の中では、こういった記載は見つけることができませんでした。ありませんでした。
1:30:51	原子炉規制庁脇山です。
1:30:54	わかりました。で、その上で、ただ、負圧がかかる設備っていうのは他にあって思っていて、
1:31:01	例えばこの弁が設置されている、その先にある配管は不暑うはかかりますよね。で、
1:31:11	そこに対して負圧な値は、今のところ書いてないかなと思っています。で、
1:31:17	そこは書かなくてよかったと整理されて、
1:31:21	いるんだと思うんですけども。
1:31:23	どう、どういう整理でしたっけってのがちょっとよくわかんなくてですね。
1:31:27	そこワー
1:31:31	何か教訓が違うのか、或いは、
1:31:35	もう包絡されるから、つく必要性がないのか。
1:31:40	ちょっとそこは、
1:31:41	何かを同じ整理であれば、
1:31:43	何か、
1:31:45	同じよう弁も、
1:31:47	配管も同じような表記になるような気がしますけど。
1:31:51	ちょっとその違いを、
1:31:53	ご説明ください。
1:31:57	東北電力の岡田です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:59	あと、今ほどの質問に、
1:32:01	に対してですけれども、
1:32:05	お話があった通り、
1:32:08	プラス側、
1:32:10	背制圧側の記載になってございます。
1:32:14	衛藤配管も、アノ弁と同様ですね統計上でございまして、
1:32:19	内圧が社会的な評価に、
1:32:23	評価としては、正圧痛と、プラス両方で実施してございますけれども、結果的に、正圧の評価の方が支配的でした、
1:32:34	本冊計算書上も、そちらの評価せ
1:32:39	んと。
1:32:42	で、
1:32:43	そういったところ
1:32:46	で、
1:32:51	ところで、
1:32:55	原子炉規制庁、秋山です。ちょっと、元の
1:33:00	この配管の申請所、ちょっと今、
1:33:03	開けてなくて、
1:33:05	もしよろしければ、
1:33:08	具体的にどのような、
1:33:10	評価になって、
1:33:11	設定値になってるのか確認したいんですけども、この弁から排風機までの間は、
1:33:18	要目表上は、今は、
1:33:21	13.7 という値を書かれているのか、23.5 という値だったりというのがどちらでしょうか。
1:33:31	東北電力の方からです。13.7kPaと記載されて、
1:33:39	技術室長竹山です。で、そこは、塗布圧の 23.5 というのは、
1:33:47	この内部であれば、同じようにもかかるようにも想像つく。
1:33:52	できるんですけれども、
1:33:54	そこワー
1:33:58	要は、-23.5 という評価が必要なかった理由について説明いただけますか。
1:34:13	東北電力の方からです。弁につきましては、フランジ費、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:24	弁につきましては、弁のフランジの評価につきましては、負圧側の絶対 あれ江藤評価式に直接、最高使用圧力を入力して、
1:34:35	評価するということで、
1:34:40	ここも設計上の子を配慮なんですけれども、
1:34:44	負圧側の絶対値を用いた方が保守的な評価になる。
1:34:49	いうところで、
1:34:53	フナツ側の記載をしてございます。これに対して配管側については、江 藤
1:35:03	内圧のほうが支配的な評価になってございまして実際に、評価式としま しても、内圧側の評価、それから、
1:35:14	開発側の評価、
1:35:16	それぞれの評価式に従って、それぞれの値を入力して、計算してござい ます。その結果、内圧側の評価の方に包絡されますので、
1:35:26	RISEが正圧側ですね、正圧側の最高主圧力を記載していると。
1:35:32	いうこととございます。
1:35:34	以上です。
1:35:37	八代規制庁ハタケヤマです。ちょっと、
1:35:40	前半の部分で、その絶対値負圧の絶対値を入力するってところが、
1:35:48	間に適用されなかった理由がちょっと掴めなくて、おそらくその理由のと ころは、正圧痛が支配的だっていうところに多分、何かしらのキーがあ ると思っているんですけれども。
1:36:01	もう少しそこをかみ砕いてなぜその負圧の絶対値を使わなくても良いの かっていうところまで行き着くように説明いただければと思うんですけ ども。
1:36:51	東北電力の岡田です。衛藤配管につきましては先ほどご説明させてい ただいた通り、内圧が支配的な構造となっております。それに対して 弁に関しましては、弁のフランジに関しましては、
1:37:04	は、
1:37:05	構造としてフラットな構造がフランジ、
1:37:09	の一般的な
1:37:11	このフランジに対しては、内圧それから外圧、作用する力の方向とい うのは、基本的に
1:37:20	あちらの方向ではなくて、地下が一作用する力自体は、同様な力がない やつも開発もかかる。
1:37:28	いうところで、衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:30	不破、外圧による個別の評価。
1:37:35	ものはやらずに、
1:37:37	やってごさいませんで、絶対値を用いた評価によって包絡できるよう、
1:37:46	概ね国の率補足いたします
1:37:49	の方は、
1:37:50	要は、内圧がかかると、配管が引っ張りの方に膨れ上がるので引っ張りの方に、
1:37:56	一つ良い。
1:38:00	いう評価になる
1:38:02	一方、
1:38:03	来月で評価する今度圧縮の方向なので、
1:38:07	強度的にはそっちはほぼほぼ問題ないということで、内圧側に包絡されるというのはそういう、
1:38:14	一方、フランジの方は、弁フランジの方は、外圧で弱する可能性もありますので、そういったところを考慮して、内外やつの、
1:38:23	次、大きいほうを保守側に評価をしていくと。
1:38:27	ちょっと形状の違いにも、
1:38:30	原子炉規制庁武山です。経営上の違いで、
1:38:35	強さというか、何、何らかしら
1:38:40	特徴があるっていうことは、何か想像はできます。で、
1:38:45	ちょっと最後行き着かなかったのが、
1:38:51	どのようなときも、外圧側の評価って、しなくていいのかってところまではちょっとよくわからなくて、
1:39:02	極端な話をすれば、すごく外圧をかけて、内圧が0土肥、いう状況であれば、つぶれてしまうような、座屈してしまうというか、
1:39:12	状況も考えられると思いますけども、
1:39:16	そこまでには、
1:39:18	今回はならないと。
1:39:21	定性的に判断をされて、
1:39:27	医師。
1:39:28	なので要は、いわゆるその、
1:39:30	内圧側の評価だけで良いと。
1:39:34	整理ができていいのか、ちょっとそこがよく、いまいよくわからなくて、
1:39:39	特にはすいません、評価としては内圧の外圧も評価をしています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:44	ただ、後任として、評価結果をお示しするのに、内圧側の方が、厳しい方向なので、内圧側の方を評価結果として、
1:39:56	原子炉規制庁竹山です。
1:39:59	つまり、いわゆる
1:40:01	23.5 の、
1:40:07	ビール側というか
1:40:10	負圧の評価もやっているニワやっていますと。
1:40:14	ただ、
1:40:16	工認上は、
1:40:19	示してません。
1:40:20	それだけですか。
1:40:24	で、
1:40:25	片や弁については、負圧側も、
1:40:30	御社は出しています。
1:40:33	それは、不破津川の方も、
1:40:41	弁とは違って
1:40:44	外圧側の、
1:40:45	要は負圧になったときの、潰れる側の方向に対しても、
1:40:51	何らかしらの影響はあり得ると思っていてその中、
1:40:56	の評価を工認上として登録をしていると。
1:40:59	ということですか。
1:41:01	東プレ新野です。その通りでございます
1:41:08	ただ考え方は理解できました。その上でそこはあくまで
1:41:18	潰れる側というか外圧側の、
1:41:20	もので評価しなければならないとして整理しているのはあくまで、
1:41:26	負圧がかかる弁だけ。
1:41:28	で、対象はこの一つだけだった。
1:41:32	ので、
1:41:34	ここ以外のところで、
1:41:36	負圧側の評価をしてません、態度評価をしてませんではないですね、ええと、
1:41:42	負圧側の評価を示しているものは、他にはありません。
1:41:46	という、
1:41:52	特に今、その通りでございます。
1:41:57	はい、原子力規制庁、武山です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:06	わかりました。
1:42:25	少々お待ちください。
1:44:45	規制庁中ですけど、
1:44:48	ちょっと私前回と前々回とちょっとヒアリングあんまり出てなくて、何、何となくこういう状況だっているのは何だろう、聞いて。
1:44:56	実情は今日説明していただいたようなところで大体理解はしてですね。
1:45:05	で、実情がわかった上でその表、申請書の表記としてどう、どうするかというところは少し相談なのかなと思っていて、
1:45:15	まずは本文の書き方なんですけれど、
1:45:20	今 2-20 こっちです。
1:45:24	それが 1 点いかない。
1:45:26	大丈夫ですっけ。
1:45:27	一の数字から十の 13.7 までという、
1:45:33	まあ、あの範囲的な書き方になっていてですね、あんまり数字はこういうこと自体は、
1:45:40	あんまり私は見たことはなくて、
1:45:44	通常だから最高主圧力はっていう、
1:45:48	なった通り
1:45:50	供用状態を踏まえてですね、ある一定の値でこう設定して、
1:45:56	それに基づいて評価を行いますっていうのが一番わかりやすいパターンだと。
1:46:01	て、
1:46:02	今回の例でいうと
1:46:08	考慮すべき数字というのがマイナス 23.5 と 13. は二つありますと。
1:46:13	それは、
1:46:16	理解した上でですね、
1:46:20	ただし表記として何でその範囲として示してるのかっていうところがよくわからないところがあって、
1:46:27	これ多分従来からこうなったというところで、今更っていうところはありませんし、
1:46:34	これ自体が多分新規性基準でもこういう記載の仕方をしていて、
1:46:40	今回これ自体が別にその
1:46:43	値を変えるという話ではないので、多分直接的な、
1:46:48	対象ではないと思うんですけど、ただ表記として、
1:46:52	理解できないところがあってですね、多分、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:55	ゼロベースで考えるなら、多分そのマイナス 23.5 と 13.7 って二つ。
1:47:03	ただ書けばいいだけであって、
1:47:08	評価の体系からすればですねそういう数字が仮に圧力が変わった場合にはその
1:47:16	変わった数字を書いて、それに基づいて表共同評価をやりますっていう。
1:47:21	そういう評価体系だと思うんですけど。
1:47:24	このなんか範囲の書き方ってのはですねこの間ながらどれでも、
1:47:28	自由に変えられるんですけど。
1:47:30	場合によってその範囲内であれば、別に共同評価を出す必要はないというところはですね。
1:47:35	ちょっとあんまりよろしくないのかなと思っていて、
1:47:39	何か、なるべくその本文的な記載として、
1:47:43	適正化というところであればですね一つはこういう波線ではなくて二つ、
1:47:50	に書くと。
1:47:52	いうやり方もあるのかなと思ってますし、場合によってその二つ書いた上でそれぞれがどういう位置付けのものとしてこれは書いてるのかというところは、
1:48:04	多分わかりにくいところっていうのは今までの例ですとその欄外ではあるんだけど、注記 2、
1:48:11	今回であればだからその排風機のその、
1:48:15	何でしょうね起動した場合としてない場合みたいな、
1:48:18	運転のモードが違った場合のそれぞれにおける、
1:48:22	共同評価書上押さえなければいけない数字ということであればですね、どちらをどういう場合にその
1:48:30	適用されるものとして最高使用圧力色彩してるのかと。
1:48:34	いう、注意がキーをですね。
1:48:38	記載するのが、
1:48:40	適切なのかなという気はするんですけどよね。
1:48:44	そこは本文上はそうそういうところがあって、先ほど言ったようにこれ自体が、
1:48:51	別に今回、直接の対象ではないのであんまり強いことは、
1:48:56	どこまで言うかっていうところあるんで、
1:49:00	この際ですね少しその適正化、
1:49:03	が必要だということの考えが、お持ちであればですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:08	せっかく変更認可ということをもとめてやるので、
1:49:11	少し表記の仕方を工夫してもいいのかなというふうに思います。
1:49:18	が、これは例がないというのは女川の中で例がないっていうことであって、他社は例があるんですかね。
1:49:27	藤国井様です。他社も含めてこういう範囲で、
1:49:30	書いてるのは、
1:49:32	見つけられません。
1:49:33	もともとこのSGTSの正面が新規制から変わっているので、
1:49:38	既工認上は当然ないんですが、
1:49:41	新規制で対応してるプラントでは見つけられません。
1:49:46	だから逆に言うと新規制対応してないまだメーカーの違いによってというような話をちょっと聞いたんですけれど。
1:49:55	あれですか他の、まだそこに達してないような、同じメーカーは同じような書き方をしてる。
1:50:03	だからちょっとここら辺を変えると多分他社もそこら辺は少し影響を受けるというところはあるとは思ってますけれど。
1:50:11	ただわかりやすさというところですね少し適正化を図るという範囲内であれば、
1:50:17	仮にばらつきがあってもですね御社としてこれ、この数値の意味合いというところを、
1:50:24	明確にしておくことでそんなに、
1:50:29	何か抜本的にですね、今まで、
1:50:33	ノースの
1:50:35	新規制基準時における審査がなんかこう、こう変わるとかそういう部分でもないのかなという気はしていて、そこはちょっと、
1:50:44	我々としてはそういうような適正化もあるのかなと思いますけど、あとは御社がそれが検討の余地があるかどうか少し、
1:50:55	考えて、
1:50:57	いただくことがあるのかどうかそこら辺なんですけれども、
1:51:01	いかがですか。
1:51:04	答弁ぐニイヌマです。この記載の意味合いは今ほど、事実確認させていただいた中身の通りでございます。で、この表記として、なんですけども、
1:51:15	今ほど適正化という話がありましたが、それは変更前の、
1:51:20	適正化という意味合いでよかった。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:25	事実関係が変わらないのであれバー。
1:51:30	どうなんでしょうねちょっと、
1:51:34	表記の仕方の、
1:51:36	同じ意味なんだけどより、
1:51:38	適正にその名称を
1:51:41	わかりやすく書き直すっていうこと自体は、適正化という話もあるのかなあと。
1:51:49	いう気もするんですけど、ちょっと
1:51:53	工認で変更前変更後と続いているところがあるので、
1:51:58	そこは整合性を合わせた上で、ちゃんとその変更前でいいかどうかというところは、
1:52:03	もう一度確認は必要かと思うんですけど。
1:52:06	何となく直す余地はあるのかなという気はして、それが、
1:52:10	あまりその爛々の中をいじりたくないということであれば、
1:52:15	こういう表記もあるのかもしれないんだけど、だけど、注記ぐらいも変えてもいいか一層でもらわないもちゃんと分けて書く。
1:52:26	いろいろ見直しの範囲っていうところあると思うんです。
1:52:31	それは多分御社としても今までのその市、工事計画の流れを踏まえて、
1:52:37	どこまで影響があるかによって真木仮に見直されるとするんであればですね、いろいろ検討はあると。
1:52:46	もし検討の余地があればですね少しそういうことも考えてもいいのかなというふうに思って、
1:52:55	原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっと少し補足というか、
1:52:59	申し上げておくと、
1:53:01	以前に、
1:53:04	クラス4をクラス2に変えていることと、あとは、
1:53:09	材料とか書いてなかったところ、
1:53:12	付け加えますというところについて記載の適正化と整理をされていて、その整理をされるにあたって、グランドルールに則ってやっているという、
1:53:25	こと、或いは規則或いはガイドに書かれている趣旨を踏まえて、それでも、いわゆる技術基準規則とかの方にも抵触もしなく、
1:53:36	規則だったりガイドにも抵触をする、その趣旨にも照らしても記載の適正化ということで、一致合致しているということであれば、変更前、
1:53:47	修正させるということは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:50	注記を打った上で可能ですということはお伝えしてたかと思えます。で、
1:53:54	この内容が、
1:53:56	じゃあどうであるのかってことはまずは御社で整理をいただく必要性はあると思えますけれども、
1:54:04	聞ってる限りは、記載の適正化で良いかなと思っていますという、そこだけは申し上げておきます。
1:54:12	特に9ニイヌマ
1:54:14	当社としてもこの記載が、の意味合いは先ほど議論した、確認していただいた通りでございますので、使ってる入力値としては、二つの数値で
1:54:27	二つの数値に明確に記載すると、それが適正かということで変更前を修正する。
1:54:33	というような考えは持ち合わせており、
1:54:37	はい。
1:54:38	多分いろいろ、ちょっと余地があるということでしたんでそれはいろいろ
1:54:44	他社との関係とか真の関係とかいろいろあるかと思えますのでそこはちょっと、そういうことも踏まえながらですね、余地があれば少し検討していただくということで、今はまず本文の
1:54:58	次は添付の方ですとその設定根拠説明書というのが、
1:55:07	戸田、今日の資料でいうと、何名の資料の32ページ目ですかね。
1:55:15	ここは今回新たにこの変更認可でつけるということなので、
1:55:23	ということかと思う。ここの記載自体は、
1:55:27	今回新しくつけるということでもいいんですけど。
1:55:32	東北電力の方です。はい。その通りで今回、
1:55:35	新しくつけさせていただいているものでございます。はい。
1:55:39	規制庁中です。そういうことであと我々も今回これ、ここの部分についてはですね、改めて確認をさせていただくことになるんですけど、
1:55:49	今の記載の仕方ですとですね最高使用圧力の設定根拠ということで、
1:55:56	通常の一つだけの値であればですね、周りのその圧力と同じように圧力競っておしまいなんですけど、
1:56:04	ちょっとこういうふうに二つ併記されると、なおかつ、
1:56:08	それも、今これ一緒くたにですね、何か、
1:56:13	米の仕切りの圧力と同じにするとかその、
1:56:17	他の配管というのはちょっと同じにするとか、
1:56:20	実は多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:21	排風機の起動する。
1:56:23	前と後でっていうふうに分けられていて、
1:56:28	そういうことですね多分今日のこの
1:56:31	説明資料ですと、
1:56:33	内容を読むとですね、そういうことなのかというところがわかるんで、
1:56:38	根拠だけだと。
1:56:40	単に周りの圧力と同じようにしますとしか書いてなくて、本当にこれが、
1:56:45	その設定根拠としての説明としてですね、十分なのかっていうと若干、
1:56:51	全部一緒くたにこう書いてしまってるようなところがあって、
1:56:56	圧力設定が一つだけならばこういうことでもいいのか。
1:57:00	まさに、
1:57:02	33 ページとかだと一つの圧力しか設定してないので、単純に何か形でこれ見られた。
1:57:11	いう気がするんですけどちょっと
1:57:14	32 ページ目の方は二つということであればですねそれぞれの二つというのがどういう段階の、どれ、どれに
1:57:23	紐づいた圧力としてこう設定しているのかというところを少し丁寧に書いてもいいのかなと。
1:57:31	いうふうに思ってます。今日いただいたようなですね資料の中から少し、
1:57:38	もうある程度説明されてると思いますので、そういうところを少し盛り込んでですね、
1:57:44	ある程度それぞれの圧力がどの段階の、どういうものから紐づいてるのかというところをわかるようにですね少し、
1:57:53	整理して、追記していただくということかなと思ってます。
1:57:59	で、
1:58:00	あとはこれらの値を使って先ほど少し話のあった共同計算書ですよ。具体的に
1:58:10	どのようなやっぱり評価をするかというところで、ここは、
1:58:15	恐らくは多分計算書に入る前にその適用の圧力とかそういうところですね、
1:58:23	どの本文で、
1:58:25	書いてある圧力をどのように適用するかっていうところが説明するような部分があるかと思うんですけど。
1:58:32	その中で先ほどそれぞれの弁なりがですねどういう破壊モードを、その座屈とかいろいろ内圧に基づくものとか多分いろいろ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:43	赤いモードがある中で、す。その設備の使い方とか、構造を、
1:58:50	踏まえて、この破壊モードに対してこの本文を適用するという関係性が ですね、
1:58:57	わかるように、記載していただく。
1:59:01	いうと、一応本文とその
1:59:03	添付である設定根拠と強度の関係というのがわかるという一連の、
1:59:08	流れです。少しわかるように、整理していただく。
1:59:12	で、あまりにもちょっと細かすぎるということであればですね。
1:59:16	少し補足の方でさらにす、追記していただくと。
1:59:21	そういうことなのかなあと思うんです。
1:59:27	遠く電力ニイヌマです。
1:59:29	設定値根拠書のこの最高使用圧力は、当然本文、
1:59:33	2のつとつたものになってます。
1:59:35	当然、本文の適正化に伴って、こちらを直すことについては問題ない と。
1:59:42	で、その上でこの
1:59:43	数字の意味合いですね、意味合いを、その設定値根拠を設定根拠とし て、先ほど説明した資料の内容のエッセンスを盛り込むということで対 応したいと。
2:00:09	はい季節をイトウです。それでは今の最高使用圧力のところは、
2:00:17	答えをご検討お願いしますと。
2:00:21	それから今日、
2:00:24	藤。
2:00:27	どうかな。
2:00:28	さっき積み残していたところについては確認できましたかね、エルボの 方。
2:00:33	はい。エルボの件、2.5、
2:00:37	いただいでいてまだご回答できてなかった。
2:00:41	いただきます。
2:00:42	一つはSAの評価について、ABを読み込むことについて、
2:00:48	どっかの機会がありますかと言った後、
2:00:50	と。
2:00:51	もう一つ条件評価条件整理表の中の、
2:01:00	新設、
2:01:04	ほかにルールに記載があります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:07	こちら 2 点、ご質問いただいておりますので、
2:01:19	ところ、
2:01:20	オクができるのか
2:01:22	ですけれども、端的に言いますとですね。
2:01:25	つまり、そのことを書いているところは、
2:01:30	ございませんでした。で、今回ですね、資料の 2、回答整理表の方を見ていただきたいんですけども、
2:01:39	回答整理表の方で、一番最後のページ、今回追加させていただいた別紙の 8 になります。
2:01:52	はい、えっと、別紙の 8 のですね。
2:01:55	図の 1 で、ちょっと小さくて非常に申し訳ないんですがこのフロー図の始まりのところですね。
2:02:04	一番最初の箱のところ、
2:02:07	見ていただくと共同評価対象機器ということで※3※4* の 3 と 4 というふうな記載がありまして、
2:02:15	今回の御説明様には * 3 ということで表記させていただいたんですが、アスタリスクの 4 ですねこちら、
2:02:26	補足説明資料の 700-1 の方を見ていただきますと、お手元にないようであれば、ちょっと私の方からちょっと、
2:02:37	読み上げさせていただきます。
2:02:39	アスタリスクの 4 のところにですね、デービーとSAで兼用している機器のうち、
2:02:47	SAの使用条件にデービーの使用条件が包絡され、受
2:02:52	デービーにおけるSAにおける評価結果がある場合は、DBの評価結果の記載を省略するという記載がございまして、
2:03:01	その逆もしかりですね、テレビの使用条件にSAの使用条件が包絡される場合はですね、SAの評価結果の記載は省略できるものと、
2:03:11	ふうにしております。
2:03:14	物張りのちょっと記載がなかったのでこちらの説明の方でさせていただきます。
2:03:21	まず 1 点目は以上になります
2:03:47	三代規制庁ハタケヤマです。ずばりの記載はないということまず理解は、
2:03:54	しました。で、
2:03:55	ただ、逆側の考え方は示されていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:01	窓考え方として同様ですと、なので、
2:04:05	適用性はあるのではないのかという説明ですね。
2:04:10	あとは、同じようにSA側を評価し、
2:04:16	DBを評価していてSAは所、引用するという
2:04:22	いわゆるその背逆側の令和あるかっていうとそこも見つからなかったってことで、
2:04:28	いいんでしたっけ、ちょっとそこは。
2:04:30	ご回答済みでしたっけ。
2:04:39	はい。東北電力のエミニイズ。
2:04:42	東北電力の西です。
2:04:44	ちょっと例示の方がですね、ミツイまだ見つかって、
2:04:49	0、
2:04:53	わかりました。
2:04:54	レジ美馬三橋ということで、はい。で、
2:04:58	その上で、
2:05:01	今野氏、
2:05:03	両ナンバー62 の、
2:05:07	SA側の、
2:05:10	資料の3ページの、
2:05:13	概略系統Ⅱ。
2:05:17	を見ていただいたときに、
2:05:20	概略系統図が、
2:05:24	DBを読み込む形になっているかどうかというのはちょっと、どのように読めばいいんでしょうか。
2:05:34	要はちょっとこの、
2:05:38	フランジアエルボがある部分は、
2:05:41	今、
2:05:43	内側に矢印が引かれていてその内側の矢印の意味するところは、
2:05:49	平成3年に、の、
2:05:52	応力計算書によると書かれていると。で、
2:05:55	そ、
2:05:56	ここの文言だけで見ると、
2:06:00	いわゆるルーDBで本来L報見てますと言っていた内容。
2:06:06	ではなくて、
2:06:08	エルボは平成3年の評価に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:11	SDはやりますと、DBは今回評価してますっていうふうに、ここの表現だけ見るとそう見えるんですけども、
2:06:19	概略系統図適切でしょうかということです。はい。
2:06:26	はい。東北電力の峰岸です。
2:06:30	コメントの趣旨は理解してございます。確かに今、資料の 62 につきましては、
2:06:38	先ほどご説明した、私の方でご説明させていただいた内容が、読み込める形にはなっていないと。
2:06:45	いうことは私も認識しております。こちらの方で
2:06:51	既設の表記をしていることについては
2:06:56	見返しになりますが、資料の
2:07:00	2、今回の別紙 8 のルールに基づいた記載の仕方をしていると。
2:07:07	ただ、
2:07:07	事になって、
2:07:37	はい。東北電力の
2:07:40	現状の記載のルールの仕方のご説明をさせていただきましたが、先ほど言いました通りですね、ご認識の通りというふうに、当社の方も考えておりますのでこちらの記載に、
2:07:53	ついてはですね、適正化の方図らせていただきたいと。
2:07:58	原子炉規制庁畠山です。何かようやく見えてきました。別所町井のこの、
2:08:03	フローで、
2:08:05	の通りだけで行ってしまうと。
2:08:07	クラスアップしてませんで、
2:08:12	機構に 2 評価結果があります。
2:08:15	ね。
2:08:16	そうすると、機構についていう整理になってしまうと。
2:08:20	で、
2:08:21	ただ、その
2:08:23	その矢印の範囲が既工認の通り、
2:08:27	と。
2:08:28	書いてあれば、
2:08:30	マツモトたり、
2:08:35	ちょっとそのルール、
2:08:38	だけを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:39	一時的に適用させようと思うと矛盾が生じてしまう。
2:08:43	ので、表記をちょっと考えなきゃいけない。
2:08:48	となっている。
2:08:49	ということですか。
2:08:51	特にはです。その通りでございます。今このフロー図でいくと、条件も一緒ですし、クラスアップもないので、
2:08:58	基本既工認の通りと書くルールになりますが、今回の場合については、やはりそこに対して説明が足りてないと思いますので、一部適正化した上で、
2:09:09	ご提出させていただき
2:09:15	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。わかりました。ちょっとそこは考えていただいた上で再提出いただければと思います。で、
2:09:26	結論のところ、もう一度確認をしたいんですけども、結果的に、平成3年の、
2:09:32	応力計算書であたり板厚計算書を、
2:09:37	読み込んでいる部分は、本申請の範囲ではあるのかないのかでいうと、
2:09:44	なくなっただけ整理でよろしいですかね。
2:09:47	東北電力新沼です。今回の修正をもってなくなるという形になる。
2:09:51	わかりましたでは、今平成3年って書かれている部分に関しては記載としてはおそらく残るんでしょうと。ただそれに対しては、あくまで、
2:10:01	申請範囲の外の話をしているものであって、
2:10:06	申請範囲の中に関しては、
2:10:09	キリン下のものをすべて見て、
2:10:17	既認可じゃない本申請。
2:10:20	の評価を、
2:10:22	見ているものであって平成3年を引用するようなことはない。
2:10:26	ですね。はい、理解しました。
2:10:32	はい。東北電力の峰岸です。もう一つの評価条件整理表についても、ご回答させていただきます。
2:10:44	東北電力の岩間です。
2:10:46	評価条件整理表の評価区分のところの記載。
2:10:51	設計
2:10:52	建設規格と、
2:10:56	ご指摘、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:59	添付書類の
2:11:02	6-3-2-1 強度係数
2:11:05	負担方法の概要。
2:11:07	そういうところに記載がございます。
2:11:09	資料の方ですね。
2:11:11	お出しはしているんですけども、金アノサイトウ本人から変更がないという自分になってしまっておりまして、
2:11:22	規制庁伊藤ですー応その新規制当時のやつ、ロクロクの
2:11:27	3-2-1 は、今手元にあるので、それで説明してもらって大丈夫です。ありがとう。
2:11:33	こちらのですね、ページ数、
2:11:36	6 ページ下のページで 6 ページ。
2:11:40	お願いいたします。
2:11:43	9 ページ、まさに評価区分、
2:11:46	表の 2-9 で、
2:11:47	ボードとか区分のところ、
2:11:49	ルール、機械、
2:11:52	けども、
2:11:53	表の下から 2 行目、設計建設規格と、
2:11:59	説明のところ、
2:12:05	4、
2:12:08	けど、施設時の適用規格が、
2:12:11	設計建設期の場合、
2:12:13	今回のエルポーの位置付けにつきましては評価条件整理表の方で、要目表の変更後に新たに、
2:12:26	ですので現時点の新設というところで、適用規格としては設計兼規格と
2:12:36	ウダ、
2:12:39	ただ実際の評価としましては、
2:12:43	になりますけれどもFDW-001 という解析モデルの中全体を見ますと、独自の評価。
2:12:49	行ってるものを混在し、
2:12:54	評価結果の示し方としては、解析という
2:12:57	で、
2:12:58	設計検索、
2:13:01	両方の評価

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:06	説明は以上に、
2:13:11	保育セトイトウですありがとうございます。
2:13:16	だからエルボエルボそのものは新設だから、
2:13:22	区分としては設計建設規格、
2:13:26	になりますと。
2:13:28	ただマーケ系統、系統というか、評価範囲全部で見れば、
2:13:35	告示等、
2:13:37	個別にまざっているので、設計建設規格と告示と両方で評価をしますとそういうことですかね。
2:13:47	はい。東北電力の湯山です。
2:13:54	はい。
2:13:54	わかりました。
2:13:57	ここは、
2:13:59	社長は大丈夫ですか。
2:14:06	はい少々お待ちください。
2:15:24	瀬戸イトウです。一応今の評価区分のところはわかりました。
2:15:28	あとちょっと他のところで来質問事項がありそうなのでちょっとお待ちください。
2:15:34	ちなみにすいませんちょっと時間が、
2:15:38	大分経ってますけれども続けて大丈夫でしょうか。はい、わかりました。
2:16:21	理事規制庁ハタケヤマです。ちょっとすいません。話を少し戻って恐縮なんですけれども、
2:16:31	今回の申請範囲、
2:16:35	本申請の申請範囲の外の部分、
2:16:39	配管。
2:16:41	建設時から、
2:16:43	改造新基準の時に設計した改造、
2:16:48	の時に、
2:16:50	配管ルートを変更。
2:16:53	言っている部分ですね。
2:16:55	エルボ以外の部分です。
2:16:57	これが強度計算上は示されなかった。
2:17:02	農家、ちょっとその、
2:17:05	整理は、ちょっとどういう扱いだったのかをちょっともう一度お聞かせいただきたいんですけどもちょっとそこは整理が。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:13	いまいわからなくなってしまう。
2:17:16	ちょっともう一度お聞かせいただけますか。
2:17:23	はい。東北電力の岩間です。
2:17:26	申請範囲外の部分、要は要目表の
2:17:29	記載の変更、変更後に、
2:17:32	特に、
2:17:35	というふうに1人、
2:17:39	対象には、
2:17:43	当計算書等で
2:17:46	形、
2:17:47	も、
2:17:48	モデルにももちろん評価はしているんですけども、記載として、示する範囲としてはちょっと取り扱わないと。
2:17:55	そういった
2:17:58	記載の方、
2:18:04	以上です。
2:18:23	一応規制庁ハタケヤマです。一応まずう確認ですけども、
2:18:30	ものは、
2:18:31	設計上そのルートが変更された。
2:18:36	これは、
2:18:38	近接Gから、
2:18:41	この新規制対応始まったときにはこれ申請対応のタイミングで、設計変更させている。
2:18:50	根井。合ってますかね。
2:18:52	はい。
2:18:54	で、
2:18:55	その上、
2:18:58	ちょっと今、新基準の時の要目表は、
2:19:01	手元にはないんですけどもその時の変更前後としては、
2:19:09	変更なしでしたっけ変更前に同じでしたっけ。ちょっとそこはどういうふうな表記でしたでしょうか。
2:19:18	はい。ちょっと、ものを示させていただいて資料の6の、
2:19:34	67ページ。
2:19:37	資料6-67ページ。
2:19:41	こちらが、再、適正公認の際に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:59	67 ページの
2:20:02	D、
2:20:03	31-1002 から、高圧代替注水
2:20:06	系配管合流点の、
2:20:08	一番下の行です。
2:20:10	あとはその下の高圧代替注入配管合流点から、原子炉冷却、
2:20:15	形状に配管合流の一番下の行の部分。
2:20:19	こちらが今回変更認可して、
2:20:23	メール簿になりますけれども、
2:20:25	機械の方、適切
2:20:28	で、
2:20:28	本来であれば、
2:20:31	変更後の方に、このエルボの記載が、米野明日翔*の6と、各種配管
2:20:42	の下の行のスペックのところの記載ございますけどこれは
2:20:47	次のページの方に注釈ございますけれどもエルボを示すということに、
2:20:59	このエルボを示すってところの、スペックが変更後の方に書かれて、
2:21:03	⑤がこの社会科においては新設されるというような記載にすべきところ
2:21:04	だったんですけども、
2:21:06	変更前に要目表としては書かれてしまっていました。
2:21:15	これまでも、
2:21:19	言った通り
2:21:22	実際の配管のルートとしては、エルボ、まあ、あの変更前もエルボって
2:21:58	書いてしまってるんで当然エルボなんですけれども、減る棒を
2:22:08	考慮したルート、やはり
2:22:16	等、
2:22:18	そういった
2:22:27	規制庁イトウですと多分今説明されたのエルボのところをどうしたかっていうところで、配管ルート変更がよ、要目表上とこう。
2:22:08	のことなのかっていう質問でした。まあまあエルボもその一部っちゃ一部なのかもしれないですけど、
2:22:16	はい。
2:22:16	特電力のヤマダ
2:22:18	ルート変更というのが、要目表で確認できるかという、直接は確認できないというふうに理解しております、
2:22:27	このあくまで間の使用、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:30	等をここでは示しているものになりますので、館の使用が変わったかわらないかということの確認はできるんですけども、その
2:22:41	後ろの間がどこに何個あるとか、どういうふうな走り方で構成されているかっていうのは要目表からはちょっと読み取れない情報と、
2:22:53	以上です。
2:22:54	原子力規制庁型木山です。
2:22:59	これって一。
2:23:00	そこまでし、
2:23:02	取替工事も含め、
2:23:05	いわゆるその、
2:23:07	配管ルート変更させたっていうのも、
2:23:10	取替工事ですよ。
2:23:14	が発生してますよね。で、
2:23:16	変更後は、例えばG31F002 って、変更なして形になってますけど、
2:23:25	変更なし。
2:23:26	ていうのは、取替工事、
2:23:28	もう含むんでしたっけ配管ルート変更とか、
2:23:33	東部電力ハセガワです。はい。もともと、あとは、
2:23:38	工認の手続きが設工認の手続きが必要かどうか、着手制限かかっているかどうかという、法律上の話だと思うんですけども、
2:23:46	そもそも、こういう要目表の記載変更を伴わない部分の、要は取りかえですね、そこはあくまでもRCPBの範囲等に、
2:23:56	手続きは限定されてまして、それ以外の系統については、着手制限は法律上かかってない、要は事業者がちゃんと設計、
2:24:06	確認をした上で、取りかえできるというようなものです。今回も新規制基準施行にあたって、いろいろSAの配管とかのつなぎ込み、
2:24:16	に、
2:24:16	絡めてですね、ルート変更とかされてるところは、そこそこありますけども、そこで、
2:24:24	設工認の手続きが不要な部分。
2:24:26	ていうのは、今の要目表上はもちろん見えてこないです。要は手続き外と言うような扱いになります。原子力規制庁ハタケヤマ今ので理解ができました。
2:24:39	要は、
2:24:41	ここの変更が仮にエルボーの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:44	追加がなければ、
2:24:48	常に変更なしというか、そもそも、
2:24:51	申請自体が必要。タナカ。
2:24:55	だ。
2:24:55	要は、ここ単独で見れば、
2:24:59	トダテニワハセガワです。ただし、
2:25:01	今回で言いますと、新規制基準に伴って、この部分一部分ですけども、SAの他の系統との兼用、
2:25:10	登録が、
2:25:12	出てきます。
2:25:13	ですので、そういう観点でいうと、県様の登録としての、設工認の手続きは出てくると、いうことも
2:25:23	原子力規制庁ハタケヤマです。
2:25:25	理解はできました。例えば、今後この同じ
2:25:32	系統の場所で、例えばさらに、
2:25:35	配管ルート変更させたい。
2:25:38	編入と一旦切り離して、
2:25:41	新たな工事として、
2:25:44	配管ルート変更させたいと思ったときに、例えば実用炉規則くうの別表を照らしてみたときに、
2:25:51	いわゆる別にクラス数案とか、
2:25:54	RPの範囲でもないし、
2:26:00	着手制限かかっている場所でもないの、
2:26:03	取りかえ工事を行おうが行わまい。
2:26:07	が、別に、
2:26:09	手続きが必要でないですと、で、
2:26:11	そういった申請。
2:26:14	申請上そういった状況になっているので、わざわざこういったところだと、変更前に同じみたいな形で取替工事であるようなことを、まず締め数、
2:26:26	ことは必要性がないというかそういう法律、規則になってないと。
2:26:30	いうことをもって変更なしとしてますが、
2:26:34	ただ、実態としては、ルート変更してますよという、
2:26:37	で、そのルート変更する際にあつては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:40	今回の例でいうと、もともと新基準の時にはSE登録も必要だったのでつけてました。かつ、
2:26:49	エルボとし、して、変更した部分もあったので、改造になってしまっていたので今回出てますと。
2:26:56	うん。ということなんですね。
2:26:58	なので、手続き対象外になっているものについては手続き対象外、法律上、規則上手続き外障害なので、
2:27:09	評価としても、
2:27:10	出してません。
2:27:12	ということですねはい、理解できましたらと思います。
2:27:24	規制庁伊東です。すいませんちょっと今のところじゃ、
2:27:29	ないというか、図の見方だけなんですけれどねえっと、
2:27:34	資料 62 の先ほどから見てるSAのほうの 3 ページの図面、
2:27:42	横長の図面でFDW001 が、
2:27:46	書かれてる図面で、
2:27:49	高圧代替注水系タービンポンプよりっていうので太線があって、
2:27:56	細い線が太線が細い線になるところに、矢印上と下で書いてあると思うんですけどこれって何を意味してるんですかねっていうところを教えてくださいんですけど。
2:28:24	見直す。
2:29:29	東北電力の岩間です。
2:29:30	今ほどのご質問ですけれども、ちょっと黒太線が終わるところから始まる矢印の囲みですけれども、そのままですね、
2:29:41	格納容器のフェデックスの中に
2:29:44	こちらの方に今、
2:29:46	詰めていただくと。
2:29:47	格納容器のペネの、ちょっと下流側にまた矢印が込みございまして、その反対側にも、
2:29:56	泉志賀君。
2:29:58	この三つで囲まれた範囲を示すものとして、
2:30:04	ふうにご理解いただければと、規制庁イトウですってことはここ、こつからが、平成 3 年 6 月の計算書に載ってる部分ですってことで、
2:30:14	ついてるやつですってことですね。はい。はい。
2:30:18	はいはい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:20	原子炉規制庁竹尾です。一応念のためですけど、この範囲の中には、エルボの部分が含まれていて、そこが今、
2:30:31	先ほどちょっと適切な表現かどうかっていうのが、御社の方で再整理されるのでこの範囲の見直しが、
2:30:39	あると思っていますが、認識はそうやりますでしょうか。
2:30:44	はい。
2:30:48	この
2:30:51	含まれておりましたデービー側では評価を示しておりますけれども是正側ではというところは、検討してお示したいと考えております。
2:30:59	以上です。
2:31:04	はい、セイトウですありがとうございます。
2:31:08	藤。
2:31:09	大体聞こうと思ってたところは以上かな。他に規制庁側から質問ありますか。
2:31:32	あ、はい。それでは
2:31:37	すいませんちょっと一応言わせてもらおうと先ほどえっとですね、な回答整理表のナンバー167と168の資料等への反映仮想にある。
2:31:49	資料7のページ数なんですけど、ページ1って書いてあるのは2の間違いですかね。
2:32:21	東北電力の方です。資料7の、今のご指摘につきましては、
2:32:27	2ページ目が正しいです。
2:32:29	失礼いたしました。
2:32:31	はい。
2:32:35	承知しました。それにですねナンバー169にも書かれてることなんですけど
2:32:41	誤記が若干数見受けられる。正直ちょっと担当としては若干というのは大分、相当数見受けられるというふうな認識をしていて、
2:32:52	補正補正の際はちゃんとやってもらうのもそうなんですけどこういうヒアリング資料作成の時も、
2:32:57	ちょっと
2:32:58	ちょっとじゃなくて、それなりに気をつけていただきたいなと思って、
2:33:03	おります。これ、一応、ずっとそうだったんですけど。はい。
2:33:08	すいませんそれで、
2:33:11	一応これでヒアリングとしては1度、
2:33:15	締めたいとは思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:20	そうですね。ちょっと検討いただいてその結果を資料で出してもらう必要があると思っておりますと、その時期についてはいつごろ予定してますか。
2:33:41	徳田ニイヌマです。来週早々にはと思っております。
2:33:46	ですね、火曜日。
2:33:48	か、もしくは水曜日ぐらいには出したいと。
2:33:55	原子炉規制庁竹山です。資料提出は承知いたしました。で、
2:34:00	提出いただいたにあたっては、先ほど動きの話もしましたが、
2:34:08	衛藤。
2:34:10	昨日お話ししたのは申請書の補正に対してのことでしたが、
2:34:15	もう、ほぼほぼ終盤なので、それを補足説明資料としても確認をしたいと思っておりますし、申請書としても最終的には確認をしたいと思っておりますので、
2:34:27	その確認の前段階である提出される資料にまた誤記があると、また誤解を生む可能性がありますので、
2:34:35	そこについても、動きがないように、改めて見ていただければと思います。で、今後、資料最終確認を移るにあたって、また、ちょっと、
2:34:48	ここが適切なのかっていう話になると思っております。なりますので、御社として、自主的な修正も含めて、
2:34:57	再度確認いただければと思っております
2:35:01	東部電力ニイヌマです。
2:35:03	はい、承知いたしました。
2:35:07	はい。齊藤イトウです。それでは、まずは整理を提出いただいて、
2:35:13	もし必要であれば、またヒアリングということになるかもしれませんが、引き続きよろしく申し上げます。
2:35:20	ヒアリングは以上としたいと思います。何か最後にありますか。よろしいですかね。はい。
2:35:28	じゃあ、本日はありがとうございました。長くなりましたが、これで終わります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。